平成２２年（フ）第１００号
和歌山市園部883番地の２
債務者　中畑　和代（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９号
和歌山県海南市船尾194番地23
債務者　石井　志郎
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３号
和歌山県海南市黒江957番地
債務者　天良　佳代
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８号
和歌山市六十谷872番地　メゾンルピナス203
債務者　谷口　昌子（旧姓辻上）
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２号
和歌山市宇田森268番地の８
債務者　久保　和男
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７号
和歌山県岩出市山370番地の６
債務者　エクステリアリョウこと　漁　　幸司
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７７号
和歌山市津秦217番地の12
債務者　坂上美由紀
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７９号
和歌山県紀の川市粉河1204番地
債務者　小瀬　義文
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９２号
和歌山市太田565番地の３　フランボワーズA108
債務者　苗村　亜矢
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９４号
和歌山市善明寺76―１　プレジール高橋105号室、住民票上の住所和歌山市六十谷1110番地の19
債務者　山本　祝子
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
和歌山市出島391番地の６
債務者　尾家佐智江
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０８号
和歌山市内原608番地の13
債務者　小南　千佳
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１３号
和歌山市土入280番地の３　和田住宅
債務者　松浦　勝彦
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺3252番地
債務者　中嶋　廣貴
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２２号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野2408番地
債務者　池松　建夫
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２３号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野2408番地
債務者　池松　千鶴
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２６号
熊本県玉名市玉名4380番地
債務者　有田　幸子
１　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２７号
熊本県玉名市河崎492番地１ベル・ブローテⅡ101号室
債務者　池田　俊裕
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部